

第 11 回 規制改革会議 会議終了後記者会見録

日時:平成 19 年 12 月 25 日 (火) 9:18 ~10:00

場所:永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

○木場委員 お待たせいたしました。それでは、記者会見を始めたいと思います。

まず初めに、お手元の資料の確認をさせてください。今回は 4 種類御用意しております。

まず最初に「規制改革推進のための第 2 次答申（案）－規制の集中改革プログラム－」という分厚いものがございますでしょうか。続いて「規制改革会議 第 2 次答申－主要分野の成果例－」も御用意しておりますが、ございますか。それから「規制改革会議 第 2 次答申－成果例－」もございます。最後に「規制改革の推進のための第 2 次答申概要（案）－規制の集中改革プログラム－」がございます。この 4 種類がございません方だけ手を挙げていただけますか。お運びいたします。よろしいでしょうか。

それでは、始めたいと思います。

まず、本日の会議で第 2 次答申を決定いたしましたことを御報告申し上げます。内容につきましては、後ほど議長から御紹介申し上げます。なお、具体的施策部分につきましては、近く閣議で最大限尊重する旨の閣議決定が行われる予定でございます。

それでは、まず早速、議長から会議の報告をお願いいたします。

○草刈議長 今、木場委員からお話のあったとおりで、今日、ようやく第 2 次答申が規制改革会議で決定されました。その概要については後から主たる委員の方から報告をしてもらいますが、2 番目の資料の「規制改革会議 第 2 次答申－主要分野の成果例－」を見ていただくのが、何が成果があったのかということを示すものだとお考えいただいて、これを参考にしながら各委員にコメントをしていただこうと思います。1 ページ目を開けると医療分野、次が福祉とか、いろいろとりまとめて書いてございますので、それぞれの案件については、これから各委員からお願いします。

○木場委員 ありがとうございます。

それでは、記者の皆様「規制改革会議 第 2 次答申－主要分野の成果例－」という資料をお手元にお出しいただきまして、この順に従って各担当の主査から説明をしていただきたいと思います。

まず、1 ページ目は医療分野でございます。松井委員からお願いいたします。

○松井委員 医療分野を担当しています松井です。

まず最初に「1) いわゆる『混合診療』の見直し」についてですけれども、本文には「問題意識」として、本来、混合診療というのは解禁した上で、必要ならば、例えば安全性だとかそういったものを担保するべく措置すべきだと記してあります。すなわち、会議側は原則解禁という論でずっとやってきました。一方、厚労省側は原則禁止。ただし、一部例外的に認めるという形をこれまでずっと主張しているわけでありまして。

今回、引き続き、会議としては全面解禁ということを原則に交渉してきたんですけれども、壁は厚くて、原則解禁というのは認めないということに結果的にはなりました。ただし、3 年前に厚労大臣と規制改革担当大臣との間で交わされた基本的合意、すなわち、いわゆる『混合診療』という

ものを拡大すべきだという趣旨のものですが、こういった基本的合意を受けて、これまで3年間ぐらいろいろ措置されてきたんですけれども、その措置をする際に一番ネックになっていた、実は保険局医療課長通知というものがあまして、これは『薬事法承認を要件とする』という解釈で通知が出されたわけなんですけれども、これに基づいて、いわゆる保険外診療と保険診療との併用を認めるというようなことが、この3年間ずっと行われてきたわけです。これについては基本的合意と相違するのではないかということで、今回はここが焦点になって議論がなされました。

その結果として、そこに書かれていますように、この課長通知は解除するという合意がなされました。これを解除した上で、これからいわゆる保険外併用療養費制度というものを進めるということになったわけなんですけれども、会議としては基本的には、それはあくまでも一時的な、暫定的な措置だということを引き続き強調しています。そういうことで、混合診療問題については決して解決したわけではない。こういうふうにご了解しております。

もう一つ、今回の合意で大事なものは、混合診療の例外的措置の実施状況について、単なる件数だけではなくて、具体的に金額を明示しろという点です。1年間に医療費が32兆円支払われているわけなんですけれども、そのうち、大体、どのぐらいが混合診療対象として、実際に例外的措置として措置されているのかという金額を逐次明示しろということで合意がなされました。この数字をこれからウォッチしながら、混合診療の例外措置がどのぐらいまで行われているかということを検証していきたい。その実績値が余りにも乏しいものだったら、当然のことながら抜本的な対策が必要であろう。こういうことになってくると思っております。

混合診療については、御存じのように、東京地裁の違法判決がありました。これは控訴されておまして、高裁に判断が移りましたが、そう遠くない将来、この高裁判決も出てくると思います。ただ、行政として司法の判断を待って何かするというのは余りにも情けない話なので、国民の視点、患者の視点に立って、医療がどうあるべきかということをやはり厚労省は考えなくては行けないのではないかと。そういう局面はいずれ来るのではないかと思っております。

その他については「2）医師不足対策」ですけれども、これについては、例えば医師を増やすとかそういった対策はあるかもしれませんが、これは即効性はありません。今、医師不足というのは非常に緊急を要するので、即効性がある対策は何があるかということで、コメディカル、すなわち医師以外の、例えば看護師だとか介護福祉士、それから助産師とか、こういった人たちとの役割分担を明確にして、医師しかできないものに特化して、そこを医師に重点的にやってもらう。その周辺の業務というのは、その他の人たちにヘルプしてもらうということをもっとやってくれということで、具体策は答申の方に4つぐらい書かれています。例えば介護施設内での介護福祉士やヘルパーによるたんの吸引だとか、医師の指示に基づく看護師による薬の投与量の調整、訪問介護員などによる経管栄養の取扱いとか、これから平成19年度以降逐次実施するという合意がなされております。

あと、『質の医療』の推進のために、現在、DPCという一日定額制というのが実行されているわけなんですけれども、これが1,000医療機関ぐらいまで拡大されるということです。これはこれとしていいんですけれども、実は一入院定額制というDRG-PPSといったものが世界的に当たり前

のようになっているので、これも併せて、もう少し踏み込んだ形で措置しろということで提案がなされて、検討してくれということになっております。

それから、DRG－PPSの先に Pay For Performance という、より質に重点を置いた支払い方式というのがあるんです。これについては今まで全く議論がされていませんでしたけれども、諸外国では、この Pay For Performance 的な施策は、もう実験的にそこら中でやられているので、これについても日本は遅れないように検討を開始すべきだという提案もなされています。この検討を開始するということでの合意ですから、これも一歩踏み込んだかなと思っています。

又、『質の医療』に関わることですけれども、アウトカム情報の公開。いろんな情報が病院等々から発信されるわけですけれども、これを一部、例えばある特定の病院についてはアウトカム情報公開を義務化し、順次対象を拡大する。併せて公開のインセンティブ策も検討しろ、といった措置も、今回、合意がなされております。質を問う際に、情報公開は必要条件ですから。どんな世界でも当たり前のことなんです。

いずれにしろ、これからもっと『国民、患者の視点に立った医療行政』。もう一回言います。『国民・患者の視点に立った。すなわち供給者視点ではなく、消費者視点に立った医療行政』というものを推進すべきだという点を強調したいと思っています。そういう意味で、これから医療問題についてますます突っ込んで厚労省と議論し、そしてなにより、それを通じて具体的措置がなされるように努力したいと思っています。

以上です。

○木場委員 どうもありがとうございました。

それでは、1 ページめくっていただきまして、福祉・保育・介護分野につきまして白石委員です。委員の皆さん、1 人3分ぐらいでお願いできれば幸いです。

○白石委員 それでは、2 ページの福祉・保育・介護分野のところで、介護の分野でも事業者の努力を促すいろんな制度が今回は取れましたけれども、保育のところについてお話をさせていただきたいと思います。

まず「1) 保育所の直接契約・直接補助方式の導入」なんですけれども、皆さん御存じのように、児童福祉法が改正されまして、保育というのは既に契約ではなく、措置から選べるというふうな制度が変わったんですけれども、待機児童は増える一方で、施設は増えていきません。ですから、選びようがないわけですね。それで、保育の質を高めて多くの人たちが保育サービスを受けるためには、やはりもっと民間の参入を促して、保育所のサービスが切磋琢磨できるようにしていかななくてはならないわけですが、ここに書かれた直接契約・直接補助方式というのは、その一助になるのではないかと思っています。

既に東京都では、認証保育所というような民間企業の参入を促す保育所がありまして、これは1 万 1,000 人の子どもたちがこの認証保育所で過ごしているわけですが、ここは直接契約なんです。国は保育所の直接契約を認めないわけなんですけれども、1 万人以上の子どもたちが、この認証保育所の中で過ごしておりまして、何ら直接契約の問題点は生じていないわけでございます。これについては、規制改革会議はずっと長期的検討というところでお茶を濁しておりましたけれども、今回、

包括的な次世代育成支援の枠組みの中で、この直接契約・直接補助についても検討していくということが取れております。

「2）保育所の入所基準に係る見直し」でございますけれども、現在、児童福祉法の中では、昼間、お母さんが働いていることを常態としているということが保育園に入れる条件なんです。ただ、パートタイムとか深夜労働のお母さんもいるわけございまして、そういう要件がある限り、昼間働いていることが常態となっている要件がある限り、ほかのパートさんとか非常勤の人たちというのは優先順位が極めて低くなっているわけございまして。保育所に入所していないけれども、保育の必要度が高いとされるお子さんたちが、今、どういうふうになっているのかということ、平成20年度早期に調査を実施していただいて、必要であれば保育所の入所基準に係る見直しなどもしていただくことにつなげていただきたいということでございます。

認定子ども園というのは直接契約でございますので、ほかの認可などと違って保育所の入所基準というのも若干異なるわけですが、この入所基準についても次世代育成支援の枠組みの中で見直しいただくことが今回決まっております。

「3）様々な保育サービスの拡充」でございますけれども、保育ママさんというのは国の制度で、都道府県もやっているわけですが、今、国の制度では319名しか保育ママさんがいません。これは江戸川区などでは保育ママさんがきめ細かく地域にいまして、保育園に入れないうちの子どもの待機児の解消の受け皿になっていたり、少し病気の回復期のお母さんたちのサポートをしてくださっているわけございまして、保育士や看護師の資格を持たないとなれないというようなところも、そうでなくてもなれる。東京都などはそうでなくてもなれるわけですが、この保育ママの要件も見直しをいただいて、もっと保育ママさんが増えるようにしていただくということも今年度から検討していただくようになっております。

以上、もろもろあるわけございまして、あとは本文をお読みいただいて御理解いただければと思います。

以上でございます。

○木場委員 どうもありがとうございました。

それでは、次のページをめくっていただきまして、教育分野につきまして、福井委員お願いいたします。

○福井委員 「1）学校評価・教員評価制度の確立」です。これについては、既に答申あるいは3か年計画で決まっていたことではあるのですが、匿名性が確保されていない、あるいは個別の教員や教科を特定しないで、例えば中学生に1通だけ回答票をアンケートで書かせて、中学校全体での集計しかしないという、ほとんど意味のない評価しかやっていない学校が全国に多々あるということが判明しました。これらを改善するための是正の徹底をしていただく。例えば教員の目の前でアンケートを書かせないですとか、あるいは個人情報には配慮するものの、評価結果はちゃんと各教科ごとにまとめていただきたいということについて合意に至っています。

「2）学校選択制の普及促進等」です。これも既に中馬大臣のときに決まっていたことですが、いじめを理由としても学校の変更を認めないというような教育委員会が全国に少なからずあ

りました。したがって、いじめへの対応、通学の利便性、部活動等の活動、これらについては法令上当然に就学校の変更が認められてよいということをもっとわかりやすく周知徹底するという点について合意に至っています。

「3）適切な評価に基づく大学への公費配分ルールの見直し」ですけれども、大学評価について教育と研究の分離がなされていないという点について、もっと分離を促すということで合意に至っています。また、当初の志が低いと点数が高くなるというのが国立大学法人評価の一側面でもありまして、これについてもそのようなゆがみが生じないようにする。評価を、ゆがみのない形で運営費交付金などに反映させることにするという軌道修正についても了解に至っております。

以上です。

○木場委員 どうもありがとうございます。

それでは、最後の項目になりますが、農林水産業分野につきまして、八田議長代理お願いいたします。

○八田議長代理 4ページの「第2次答申：農業分野」で、最初が農業で、それから、林業で、あとは水産業というふうになっております。それで、この中で水産業と林業が今年初めて行ったものです。

ここにたくさん挙げてありますけれども、全体的に見て3種類の改革をすることになりました。

第1は、新規参入を可能にするための情報公開制度の整備です。こういう分野では新規参入が必要です。例えば農業の場合には、日本の場合に高付加価値の農産物をつくっていくということに対する需要は大きい。そうすると、どういう需要があるかということを知っている企業が生産に関われるような体制が必要です。

また、林業について申しますと、フィンランドでも、ドイツでも、賃金の高い国で林業というのは非常に盛んに行われています。ドイツでは自動車生産業の人間よりも林業の従業者の方が多いというような状態で、日本が異常な状況にあります。

それから、水産業も新規参入が起きている先進国のノルウェー、アメリカでは水産資源量が大幅に回復している。

こういうようなことがありますから、規制を改革するとき、まず市場の参入を促す必要があります。そのためには、大前提として情報を開示することが必要になります。農地の質だとか、だれが借りているとか、どういうふうな使われ方をしているかということに関する情報が、今、農協や農業委員会に占有されていますので、この情報を開示することが必要です。4ページの2)に書いてあることですが、これをデータベースに載せて、だれでもがアクセスできるようにしよう。それが措置されることになりました。

林業については、所有者・境界線についての情報が、今のところ、地方によって整備の状況がまちまちです。これをきちんと整備して、林業に新しい参入者が入ってくるときに、どこに入っていたらいいかわかるようにするということが必要です。

もう一つは、今ある森林情報については県で管理しているんですが、これが普通の人ではコピーもさせてもらえない。庁に行かないとわからない。それに対して、林業組合にはその情報がごっそ

りあって、林業組合ならば自分のところでもって管理できる。例えば、どういう作業ができるかということがわかるという状況ですから、林業組合の作業班に発注できる。これも情報をオープン化しようというわけです。

水産業に関しては6ページなんです。例えば2)ですが、漁業権について県が割り当てているわけですが、これを個人に割り当てるのか、漁業組合に割り当てるのか、法人に割り当てるのか。その優先順位がどうなっているか、今は分かりません。したがって、これらの実態調査をするようにするというのがまず第1です。

それから、漁業組合が養殖に関する漁業権を行使できるんですが、次にはそれを、自分の組合員に対して渡している。しかし、だれにどう渡しているかという情報は一切ない。これでは新規参入者が入ってこようはずがない。したがって、こういう情報を開示しようというわけです。

第2は、生産量の割当てです。農業は生産調整を行っているわけですが、これが非常に一般的なルールだけでやっている。だから、もうちょっと個別の事情をも考慮して、生産量の増加を望む人には増加を、減少を望む人には減少ができるような仕組みにしようというものです。

それから、水産業に関して、これは前から申し上げておりますが、今、オリンピック方式といって、全体の漁獲量を決めて、そこに達したら打ち止めということで、網の目を小さくして、小さな魚も捕る。それでは稚魚まで捕ってしまう。これを船ごとに漁獲量を決めて、そして、1年間ゆくりかけて捕る。そうすればグラム当たり価格が高い魚だけを大きな目の網で取れて、稚魚を捕らずに済みます。それによって、長い目で見て、全体の漁獲量が増える。これはノルウェーとかアメリカで成功したやり方です。この導入が措置されることになりました。更に、その割り当てた漁獲量をお互いに売り買いするということが検討されることになりました。

第3は、規模の経済を活用しようというものです。林業では、路網の整備に向けて地域協議会をつくらうということになりました。路網の整備というのは小さなところでやってもしようがないので、お互いに集約化してやることに意味があるので、それをどういうふうに集約化するかということとを協議する機関をつくらう。そういうことになりました。

以上です。

○木場委員 どうもありがとうございました。

それでは、御出席の委員の皆様の中で、このほかに何かお話をしておきたい方はおられますか。どうぞ。

○草刈議長 ほかに、この「規制改革の推進のための第2次答申概要(案)ー規制の集中改革プログラムー」を見ていただければ、これに書いていないものもたくさんあります。例えば金融のもの、それから、外国人関連のもの。今日は時間がありませんので、その辺りは省略しますので、後の第2次答申そのものも十分見てください。他にもいろいろなことが書いてございます。

○木場委員 ありがとうございます。

委員の方から、もし、このほかに話ししておきたいことがございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、質疑応答に入りたいと思います。記者の皆様、御質問のある方は手を挙げてお知らせ

ください。

どうぞ。

○記者 最重要課題とされておられた混合診療について、全面解禁が盛り込まれなかったことについて、議長御自身の御意見をお聞きしたいんですが。

○草刈議長 当然、全面解禁を私どもとしてはやろうとしたのですが、判決も出ましたので、そういう中で当然、もう全面解禁にしようということだったのですが、厚労省がそれに対して控訴をしましたということで、それでは、全面解禁をやろうということになると、この控訴は取り下げないと全面解禁をやったことにならないのです。控訴を取り下げるといふ政治判断を舛添大臣にしてくれという申入れもいたしました。しかし、残念ながら、取下げをしております。

そうすると、どういうことになるかということ、結局、次の判決が出るまで恐らく1年前後ということになると思うのですが、その間、この前、勝訴した原告の方も、それから、ほかの患者さんたちも、それまでいわゆる混合診療の範囲が非常に狭いところでしかなされないということで非常にお気の毒な状況に置かれることがあります。私どもとしては旗をおろす気はありませんけれども、この「問題意識」のところを全部書いてありますけれども、一方で、そういう現実に対処する中で、今、申し上げたような方々をせめて少しでも救えるという形で、いわゆる混合診療を許容する範囲を拡大する。

これは3年前の合意というのがあって、今、松井委員から説明があったように、一片の通知でその範囲を狭めて、極めて不毛なものになってしまっていて、それを不毛ではない形で、要するに通知というものを解除させて、更にもっと拡大するような仕掛けをつくって早くやれということで、平成19年度中措置ですから、厚労省は来年3月までにそういう形を取らなければいけないのです。せめて、そのぐらいのことはやれということで、それは一応、そこにファイルされたということですから、我々としては3月まで、きちっとしたものを作るように、またサボらないようにちゃんと監視する。これは我々のタスクとして残っている。そういうことです。

だから、全面解禁というのは控訴を取り下げないと全面解禁になりませんので、残念ながら、そういうアクションは政治判断としては取らなかったということですから、次善の策として緊急対応であると、そういうふうに理解していただければと思います。

○木場委員 よろしいでしょうか。

○記者 追加して、今回、第2次答申全般に関して福田首相のバックアップと申しますか、後押しというのはそれ以前のものとは比べて何か変化があったとお考えでしょうか。

○草刈議長 バックアップというか、ときどきやっている最中に、これはやめろとかそういうことも、今回ではなくて、以前にも何回かありました。逆に言うと、今回はそういうふうに、これはやめろとかそういう形での変なことは言われなかったですし、部分部分ではサポートをしていただいたという部分もありました。

ただし、それでは物すごい追い風をつくってくれるというような状況では、どうも政治的にもないようなので、この辺はやむを得ない部分もあるのかなというふうに、我々としても客観的な状況を踏まえながらやってきた。そういうことです。

○木場委員 よろしいですか。

ほかにございますか。

○記者 同じく混合診療のところなんですけれども、細かいところはまだこれから詰めていくんでしょうけれども、要するに新しい枠組みというのは、一部例外措置を概念としては拡大していくための審査の枠組みということでもいいんですね。

○草刈議長 「規制改革の推進のための第2次答申（案）－規制の集中改革プログラム－」の7ページを見てください。このところで2つ、アとイがあって、その前文のところで「平成16年の基本的合意を実効性ある形で実施」と書いてあるんです。そのためには、まず、このアというところで課長通知を解除する。つまり、薬事法関係のものは解除するというので、まずそれをやるということ。

それから、下の方に書いてありますが「新たな条件整備を行う」ということですから、これは枠組みというか、これからどういうふうにやっていけば、時間的にも短く、なおかつ、多量の例外措置として認められるものが出てくるかというような枠組みをつくるというのが2番目です。

それから、一体どこまでやれたのかということをはきちと国民にわかるように説明をすべきだ。そうすると、それが本当に実効性あるものだったかどうかはわかるんですが、そういう要求をしても、今のところ、まだ答えがこちらに全然返ってきておりません。だから、これはきちんとやれというのがイというところですか。

○松井委員 補足します。問題は、アの薬事法承認の要件を解除する。これは前進というよりも、3年前に改めて戻ったというふうに解釈してください。もともと、一課長が勝手に解釈してねじ曲げたわけですからね。それは今回、厚労省が認めたわけです。だから、元に戻って、3年前の合意に戻った上でもう一回やりましょうということです。

ポイントは、その次のアの後段の方で、それでは、新たな条件整備をしましょうということで、あと3か月しかないわけです。例えば漏れ聞くとところによれば、『臨床的な使用確認試験』という項目を新たに設けて、それでもって拡大させようということらしいです。ただ、果たしてそういったものが妥当かどうかは我々とこれから協議した上で、平成19年度末、来年の3月末までにその具体的な措置について決めましょうということです。

くれぐれもウォッチしなくてはいけないのは、この前の一課長が勝手に解釈して、それを通知として勝手に出して、これでもういいだろう。冗談じゃない。こういうことは絶対に認めない。これをあらためて念を押したいということです。答申の問題意識でもその点触れられております。二度とあのようなことがあってはならない。閣議決定を覆すことですから、そういったことは絶対にあってはならないと我々は思っていて、これから3か月間、十分にウォッチしたいと思います。

○木場委員 どうもありがとうございます。

それでは、お待たせしました。どうぞ。

○記者 同じく混合診療についてなんですが、先ほどの議長の御説明ですと、控訴取下げがない限りは全面解禁の話は難しいというようなお話だったんですが、そうしますと、控訴を取り下げると、もしくはいずれかの形で裁判が決着するまでは、事実上は全面解禁の議論というのは封印されると

どうか、前進が難しいのかが一点。

もう一点は、閣議決定なのですが、これは 28 日の閣議という予定でよろしいのでしょうか。お願いします。

○草刈議長 まず最初の質問ですけれども、封印というのはどういう意味ですか。

○記者 要するに、議論が裁判の結果が出るまでは進められないという状態になるのかどうかということです。

○草刈議長 取り下げろということを厚労省には文書で私の名前で大臣あてに要求しているわけですから、取り下げようと思っただけでも取り下げられるわけですから、引き続き取り下げろという要求をしていきます。引き続きやりますけれども、1 回振り上げたこぶしをよほどの、総理大臣指示でもない限り、そういうものは恐らくおろさないでしょうから、そういう前提でやらないと現実的な対応を国民の立場からできないというので、さっき申し上げましたけれども、次善の策、ここに書いてあることをちゃんと監視していくというしかないということになります。

それから、閣議決定は一応そういうふうには伺っていますが、予定としてはそんなところかなと思っています。

何か事務局から、もし、私が間違っているとはいけないので。

○事務局 28 日の方向でお願いしてございます。ただ、閣議決定はここでは決められませんので、不確定要因は若干ありますけれども、その方向でお願いしております。28 日の方向で調整しているということです。

○木場委員 ありがとうございます。

どうぞ。

○記者 総理大臣に提出する日は決まっているんですか。

○草刈議長 これも、今、御存じのとおり、C 型肝炎とか大変にいろいろなことがあり、また中国に行かれるんでしょう。そういうことで非常に日程が厳しいので、空いたところですき間を縫っていくということに今はしております。もし、呼びがあれば、業務をなげうってでも行かざるを得ないかなと思っていますところでは。

○記者 今日はないですね。

○草刈議長 今日はないです。

○記者 明日から閣議決定までの間に出すということでしょうか。

○草刈議長 そういうことでしょうね。

ただ、安倍内閣のときも、小泉内閣のときも、日程によっては代わりに官房長官に持っていったこともあります。どういうふうになるかはわかりませんが、できれば直接お渡しをするということで、トライベストしているというのが今の状況です。

○木場委員 ほかにございますか。

後ろの方、どうぞ。

○記者 水産業分野で、先ほど I Q 方式の拡大検討が新しいところだと伺ったんですが、今年 3 月の水産基本計画で既に I Q 方式の拡大については農水省として出していて、今年度、検討会も開か

れているかと思うんですけども、どこの部分が新しいところなのでしょうか。

○八田議長代理 これは具体的に措置することが決まっているんです。結論を出して、平成 20 年度中の措置ということになりまして、それから、中身として導入対象魚種の拡大を検討するというようなことも決まりました。

○記者 検討するところが新しいんですか。

○八田議長代理 結論を出すということです。

○記者 拡大するという結論になっているのでしょうか。

○八田議長代理 結論を出すということは、当然、これはそういうふうにするという線だと我々は考えておりますが、もし、そうでない結論が万一出たら、それは十分説明していただきましょうということになりますね。ですから、それはあり得ないと思っています。

○木場委員 よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○記者 電気事業に関するところなんですけれども、厚い方の 183 ページの「問題意識」というところには「需要家の追加的な電力消費がどの程度 CO₂ 排出をもたらすかに基づく『季時別排出係数』の採用が有効である」と書かれているんですけども、これは前後の論旨から言って限界係数であるとか、マージナル係数というものを指しているんだと思うんですが、その次の 184 ページの具体的な措置の方では「季時別平均排出係数」というふうになっていて、こちらの方は「平均」というのが間に入っていて、この用語については特に解説がないんですけども、特に後者の方はどういったものを考えておられて、このような変則的な記述になったのはどういう理由なのかというのを教えていただけますでしょうか。

○八田議長代理 これは CO₂ の排出係数を、今では、年間平均を各社で取ってやるという方式になっています。仮に、ある電力会社がオフピークには原子力を使って CO₂ の排出が低い、ピーク時には石炭をたいて、非常に CO₂ を排出しているとしても、需要家は時間帯に関係なく使うということになるわけです。排出係数を時間帯別に出せば、ピーク時には排出が高く、オフピーク時には低いわけですから、需要家の時間的なシフトを促すことができるだろう。それがねらいです。

そして「問題意識」で書いたように、ピーク時に高い排出係数を採用していれば、ピーク時にもう一単位、電力を減らして石炭による発電が減らし、その分の CO₂ 排出を抑制できます。だから、元来は、ピーク時はやはり限界排出係数でやるべきだというのが我々の問題意識です。ところが、そういうふうになると時間帯の差が余りに大きくなってしまふから、せめてピーク時の平均の排出係数にさせてほしいというのが役所側・電力側の希望だったんです。ということは、ピーク時には原子力も使っていますから、それも含めた低い排出量になります。しかし、それでも将来に向けての一步前進だろうということで決着いたしました。

○記者 余りに大きくなるということを役所の方が理由として挙げているということなんです、これは係数の差が大きい方がピークシフトの効果が大きいわけですね。

○八田議長代理 そう思います。役所が挙げた理由は、そんなことは電力側がのみませんということです。

○木場委員 よろしいですか。

○記者 はい。

○木場委員 そろそろ時間になりましたが、どうしても、まだ質問のある方。よろしいですか。

済みません、こちらの都合で 10 時までということにさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして第 11 回規制改革会議の記者会見を終了いたします。お忙しい中、朝早くからどうもありがとうございました。